

【公布された条例等のあらまし】

● 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三号）

- 一 新たに設置される徳島県情報公開・個人情報保護審査会の委員及び臨時委員の報酬及び費用弁償の額を定めることとした。
- 二 国民健康・栄養調査員の報酬の額を改定することとした。
- 三 徳島県情報公開審査会委員及び徳島県個人情報保護審査会委員の廃止に伴う所要の改正を行うこととした。

- 四 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。

● 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第四号）

- 一 公務上の災害の範囲に属する公務に起因する疾病は、地方公務員災害補償法施行規則別表第一に掲げる疾病とすることとした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● 徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五号）

- 一 徳島県税条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 その他所要の整理を行うこととした。
- 三 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。ただし、二の一部については、公布の日から施行することとした。

● 徳島県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六号）

- 一 医師修学資金の貸与の要件に係る県外大学を定めることとした。
- 二 医師修学資金の返還の債務の免除の要件に係る県外の医療機関を定めることとした。
- 三 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。

● 徳島県立総合看護学校管理規則等の一部を改正する規則（規則第七号）

- 一 第二看護学科の教育の内容を改めることとした。
- 二 単位の計算方法について所要の整理を行うこととした。
- 三 その他所要の改正を行うこととした。
- 四 この規則は、令和五年四月一日（三については、公布の日）から施行することとした。

- 五 三については、令和四年四月一日から適用することとした。
- 六 一については、所要の経過措置を講ずることとした。

● 地方独立行政法人徳島県鳴門病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則（規則第八号）

- 一 地方独立行政法人徳島県鳴門病院が作成する財務諸表について所要の整理を行うこととした。
- 二 その他所要の整理を行うこととした。
- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 四 一については、令和四年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用することとした。

● **農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則**（規則第九号）

- 一 農業協同組合法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 その他所要の整理を行うこととした。
- 三 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。ただし、二については、公布の日から施行することとした。

● **徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則**（規則第十号）

- 一 災害応急対策又は災害復旧に関する工事においては、工事的物の引渡し前に不可抗力により工事的物等に生じた損害の額等を発注者が負担することとした。
- 二 その他所要の整理を行うこととした。
- 三 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。

● **徳島県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第十一号）

- 一 港湾法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第十二号）

- 一 徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の施行に伴う所要の整備を行うこととした。

- 二 徳島県公文書等の管理に関する条例の制定に伴う所要の整理を行うこととした。

- 三 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。ただし、二については、令和六年四月一日から施行することとした。

● **個人情報の保護に関する法律施行細則**（規則第十三号）

- 一 個人情報ファイル簿、保有個人情報開示請求書等の様式を定めることとした。
- 二 保有個人情報の閲覧、電磁的記録の開示方法、口頭による開示手続等について定めることとした。

- 三 その他所要の規定を設けることとした。

- 四 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。

- 五 徳島県個人情報保護条例施行規則は、廃止することとした。

● **徳島県情報公開・個人情報保護審査会規則**（規則第十四号）

- 一 審査請求に係る事件の調査審議の手続の併合又は分離について定めることとした。
- 二 公文書に記録されている情報等が特別の配慮を要するときの手続について定めることとした。

- 三 審査請求人等の意見の聴取等について定めることとした。

- 四 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。

● **徳島県会計規則の一部を改正する規則**（規則第十五号）

- 一 資金前渡担任者が口座振替の方法により支払をした経費について、出納機関への精算の通知を省略することができることとした。

- 二 徳島県立城ノ内高等学校の廃止に伴う所要の整理を行うこととした。

- 三 その他所要の改正を行うこととした。

- 四 この規則は、三については公布の日から、二については令和五年四月一日から、一については同年六月一日から施行することとした。

● **徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第十六号）

- 一 徳島県県土整備関係手数料条例の規定に基づく次に掲げる手数料について、証紙により徴収することとした。
 - 1 建築物の容積率に関する特例認定申請手数料
 - 2 建築物の建蔽率に関する特例許可申請手数料
 - 3 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さに関する特例許可申請手数料
- 二 徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 三 徳島県警察関係手数料条例の規定に基づく次に掲げる手数料について、証紙により徴収することとした。
 - 1 特定自動運行許可申請手数料
 - 2 特定自動運行計画変更許可申請手数料
- 四 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。